

議案第 20 号

藤岡市市営住宅管理条例の一部改正について

藤岡市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

**平成 30 年 2 月 27 日可決**

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

藤岡市市営住宅管理条例（昭和 37 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「老人」を「老人等」に改める。

第 11 条第 1 項中「前条第 1 項第 1 号に規定する」を削り、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 連帯保証人のうち 1 人は、前項各号に掲げる条件を具備するほか、県内に居住する者でなければならない。

第 12 条中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 13 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 14 条第 1 項ただし書中「ない場合」の次に「（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第 15 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 41 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 15 条第 2 項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により）」を加える。

第22条第2項中「滅失又はき損した」を「滅失し、又は毀損した」に改める。

第28条第3項中「市長は」を「、市長は」に改める。

第30条第2項中「第8条第2項」の次に「（第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、政令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第37条及び第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

第40条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第52条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項ただし書中「第41条第1項」とあるのは、「第53条において準用する第41条第1項」と読み替えるものとする。

第59条第3項中「当る」を「当たる」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。